

福井県立病院
立体駐車場整備等運営事業

実 施 方 針

平成18年1月

福井県

目 次

I. 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	4
II. 民間事業者の募集および選定に関する事項	5
1. 民間事業者選定の方法	5
2. 選定の手順およびスケジュール	5
3. 応募手続き等	5
4. 応募者の備えるべき参加資格要件	8
5. 審査および選定に関する事項	9
6. 応募に係る提出書類の取扱い	10
7. 特別目的会社の設立等	11
III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1. リスク分担の考え方	11
2. 選定事業者の責任の履行に関する事項	11
3. 事業の実施状況のモニタリング	11
IV. 公共施設等の立地並びに規模および配置に関する事項	12
1. 立地に関する事項	12
2. 施設に関する事項	12
3. 運営形態に関する事項	13
4. 土地に関する事項	14
V. 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	14
1. 紛争事由に係る基本的な考え方	14
2. 管轄裁判所の指定	14
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	15
4. その他	15
VII. 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項	15
1. 法制上および税制上の措置に関する事項	15
2. 財政上および金融上の支援に関する事項	15
3. その他の支援に関する事項	15
VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 情報公開および情報提供	16
3. 応募に伴う費用の負担	16
4. 問合わせ先	16
別紙ー1：事業スキーム図	17

別紙ー 2 : 予想されるリスクおよび県と選定事業者のリスク分担表 (案)	18
様式 1 : 実施方針等に関する説明会参加申込書.....	20
様式 2 : 実施方針等に関する質問・意見.....	21

福井県（以下「県」という。）は、福井県立病院立体駐車場整備等運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力および技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号改正平成17年法律第95号、以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することとしている。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定および特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

福井県立病院立体駐車場整備等運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類等

病院駐車場施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

福井県知事 西川一誠

(4) 事業目的

福井県立病院（以下「県立病院」という。）においては、県の基幹病院として総合的かつ高度で先進的な医療の提供を通じて、県民に信頼され、心あたたまる病院をめざし県立病院の再整備に取り組んでおり、平成16年5月に県立病院建設事業第1期建設工事が完了し、新本棟が開院した。

また、現在、第2期建設工事として、こころの医療センター病棟（精神病棟）の建設に取り組んでいるところである。

県では、第3期建設工事として、県立病院の医療サービス向上の一環として、バリアフリーに配慮した来院者用の自走式立体駐車場を整備することとした。

本事業の実施にあたっては、PFI方式を採用し、立体駐車場等（以下「本施設」という。）の整備、維持管理・運営において民間事業者の優れたノウハウを活用することにより、財政負担の縮減や提供するサービスの向上を目指すものである。

(5) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が自らの資金で本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、運営期間中に係る運営および維持管理を行うB T O（Build Transfer and Operate）方式とする（別紙－1「事業スキーム図」参照）。

対象となる事業の範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲および内容については、別添の資料「施設要求水準書（案）」、および「業務要求水準書（案）」に示す。

(6) 事業の範囲

1) 施設の設計

- ・本施設、これに附帯する工作物およびその他施設に係る設計
- ・既存施設解体の設計
- ・周辺家屋影響調査
- ・電波障害調査
- ・地盤調査
- ・建設工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

2) 施設の建設

- ・本施設、これに附帯する工作物およびその他施設に係る建設
- ・既存施設解体・撤去業務
- ・駐車場北側および東側道路（歩道）拡幅整備業務
- ・工事監理業務
- ・近隣対応・対策
- ・本施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ・建物保守管理業務
- ・設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・廃棄物処理業務
- ・除雪業務

4) 運営業務

- ・利用者対応業務
- ・車両等整理業務
- ・駐車料金徴収代行業務

- ・安全管理業務

5) その他の業務

- ・県への施設引渡し（本施設整備完了後）

(7) 選定事業者の収入および費用に関する事項

県が選定事業者を支払うサービス対価は「施設の設計・建設に係るサービス対価」と「維持管理・運営に係るサービス対価」から構成される。

1) 施設の設計・建設に係るサービス対価

県は、「施設の設計・建設に係るサービス対価」として、施設整備完了時に事業契約書に定める以下に示す額を、一括して選定事業者を支払う。

- ・施設の調査・設計に係る費用、本体建築費、外構工事費、解体撤去工事費、電力・水道負担金、その他開業準備費等に消費税を加えた額。

2) 維持管理・運営に係るサービス対価

県は、「維持管理・運営に係るサービス対価」として、維持管理・運営期間中に、事業契約書に定める額を選定事業者を支払う。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から、平成41年3月31日までの期間とする。

(9) 事業スケジュール

1) 立体駐車場および北側平面駐車場

設計・建設期間： 平成19年1月～平成21年3月31日
(解体工事は平成19年9月30日までに完了すること。)

供用開始： 平成21年4月1日

維持管理運営期間： 平成21年4月1日～平成41年3月31日

2) 第4駐車場および第5駐車場（既存平面駐車場）

維持管理運営期間： 平成21年4月1日～平成41年3月31日

(10) 事業に必要とされる根拠法令等

PFI法および基本方針のほか、以下の関連各種法令に拠ることとする。

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・駐車場法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・消防法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・大気汚染防止法
- ・高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・労働安全衛生法
- ・地方自治法
- ・その他関連法令、条例、関係指針等

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

本事業について、業務の質が担保され、かつ県民のサービス向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、PFI手法により実施することで、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が図られることが見込まれる場合において、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

- ①県の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出する。その場合、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行う。
- ②上記①で算出した財政負担の総額を現在価値に換算して評価を行う。
- ③利用者が提供を受ける公共サービス水準については、できる限り定量的評価（サービスの頻度等数値化できるものは数値による評価）を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保したうえで、定性的評価（サービスの質等数値化が困難なものは文言による評価）を行い、VFM（Value for Money）を総合的に評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

特定事業の選定を行った場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

II. 民間事業者の募集および選定に関する事項

1. 民間事業者選定の方法

(1) 民間事業者の選定の方式

民間事業者の募集および選定の方法は、競争性および透明性の確保に配慮し、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

2. 選定の手順およびスケジュール

選定にあたっての手順およびスケジュールは、以下のとおりである。

平成18年1月6日	実施方針等の公表
平成18年1月13日	実施方針に関する説明会および現地見学会
平成18年1月13日～1月25日	実施方針に対する質問・意見の受付
平成18年2月17日	実施方針に対する質問・意見への回答
平成18年3月	特定事業の選定・公表
平成18年4月	入札公告・入札説明書等の公表
平成18年4月	入札説明書等に対する説明会および現地見学会
平成18年4月	入札説明書等に関する第一回質問受付・質問回答の公表
平成18年5月	参加表明書、資格審査申請書類受付（第一次審査）
平成18年5月	第一次審査結果の通知
平成18年6月	入札説明書等に関する第二回質問受付・質問回答の公表
平成18年7月	入札および提案書の受付（第二次審査）
平成18年9月	落札者の選定および公表
平成18年12月	事業契約締結

3. 応募手続き等

(1) 実施方針等の公表・説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集および選定に関する事項等について県の考え方を示す。

実施方針等に関する説明会および実施方針等の閲覧についての詳細は、以下のとおりとする。

[説明会]

- ・開催日時： 平成18年1月13日（金）午後1時30分から
- ・開催場所： 福井県立病院3階講堂
- ・所在地： 福井市四ツ井2丁目8-1
- ・連絡先： 福井県立病院 県立病院建設室
- ・電話： 0776-57-2965

説明会等への参加希望者は、実施方針等に関する説明会および現地見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、FAXまたはE-mailにより提出すること。

- ・あて先： 福井県立病院 県立病院建設室
- ・FAX： 0776-57-2966
- ・E-mail： hp-kensetsu@pref.fukui.lg.jp

[実施方針等の閲覧]

- ・閲覧期間： 平成18年1月13日（金）から平成18年1月25日（水）まで（土曜および日曜を除く）
- ・閲覧時間： 午前9時から午後4時まで
- ・閲覧場所： 福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院 県立病院建設室

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。

- ・福井県立病院ホームページ

HP：<http://info.pref.fukui.jp/imu/fph/>

(2) 実施方針等に関する質問・意見受付、質問回答公表

平成18年1月13日（金）から平成18年1月25日（水）までの間、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見を受け付ける。

質問・意見の提出方法については、質問の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式2）に従い、電子メールでのファイルの添付もしくは、フロッピーおよび印刷物の郵送にて下記あて先まで提出のこと。なお、郵送の場合は、上記期間中必着とする。

質問に対する回答は、平成18年2月17日までに本事業担当ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関して、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。

- ・あて先： 福井県立病院 県立病院建設室
- ・E-mail： hp-kensetsu@pref.fukui.lg.jp

(3) 実施方針の変更

実施方針に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変

更を行う場合がある。変更を行った場合には、県ホームページ上に速やかに公表し、その変更の内容がスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(4) 特定事業の選定・公表

県は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業について、業務の質が担保され、かつ県民のサービス向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、PFI手法により実施することで、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が図られることが見込まれる場合において、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

(5) 入札公告および入札説明書等の公表

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業の入札の公告を公報等に掲載するとともに、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）等）を公表する。

(6) 入札説明書等に関する質問受付・質問回答公表

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的方法等は、入札説明書に示す。

(7) 参加表明、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）に参加表明書および資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・スケジュール、提出書類の詳細等については、入札説明書に示す。

(8) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者に対し、本事業に関する提案書の提出を求める。提案書の審査において、県が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。なお、提案書の提出方法・スケジュール、内容の詳細等については、入札説明書に示す。

(9) 落札者の選定

県は、提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知するとともに、結果を公表する。

(10) 基本協定の締結

県は、事業契約締結に先立ち、落札者と基本協定を締結する。

(11) 選定事業者との事業契約・公表

県は、落札者が設立する特別目的会社（S P C）と事業契約を締結した時点で、正式に当該S P Cを選定事業者として決定し、公表する。

4. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- 1) 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）または複数の企業（以下「構成企業」という。）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、グループで応募する場合は代表企業を定める。
- 2) 応募者は、落札後、速やかに特別目的会社（S P C）を設立するものとし、構成企業は当該S P Cに対して出資するものとする。
- 3) 応募者の構成企業以外の者で、特別目的会社が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者（以下「協力企業」という。）について判明している場合は、参加表明書に協力企業として明記すること。
- 4) 応募者の構成企業および協力企業の変更は、県が承認した場合を除き、原則として認めない。
- 5) 応募者の構成企業および協力企業は、他の応募者の構成企業または協力企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業に関する各業務における福井県の入札参加資格を有する者で、本事業を円滑に遂行可能であり、安定的かつ健全な財務能力を有している者とし、以下の資格要件を満たしていなければならない。なお詳細は入札説明書で明らかにする。

1) 設計にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②本事業と同種類似業務の建物の設計実績があること。

2) 建設にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により建設工事業に係る特定建設業の許可を受けた者。
- ②参加表明書の提出期限の末日において福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されていること。
- ③本事業と同種類似業務の建物の建設実績があること。

3) 維持管理および運営にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①福井県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている建築等保守管理業務に係る者。
- ②本事業と同種類似業務の建物の運営および維持管理業務実績があること。
- ③維持管理および運営業務については、それぞれ別の企業により上記の要件を満たすことも可能である。

(3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者またはその構成企業並びに協力企業になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」および「物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中である者。参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、福井県により指名停止または指名除外措置を受けている者。
- 3) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお、従前の例によることとされる更正事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条）に基づく更正手続き開始の申し立てを含む。）をしている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きを開始している者。
- 4) 最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。
- 5) 本事業の業務に関わっている以下の者またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・日比谷パーク法律事務所
- 6) 審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

5. 審査および選定に関する事項

(1) 審査委員会

事業提案の審査は、透明性および公平性を確保することを目的として設置した、有識者および県の職員で構成される福井県立病院立体駐車場 P F I 事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、提案内容の審査における審査基準の検討および応募者から提出された提案書類の審査を行う。

(2) 審査および選定

審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討および応募者から提出された提案書の審査を行う。審査に際しては、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて提案書の審査を実施する。

審査委員会の審査は、入札価格のほか、設計・建設、運営および維持管理等の提案内容、県の要求水準との

適合性並びに資金計画およびリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する。

県は、審査委員会の審査に基づき、落札者を決定する。なお、具体的な落札者決定基準は、入札公告時に公表する。

なお、審査は、以下のとおり、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

1) 第一次審査

- ・ 資格要件等の具備
- ・ 本事業と同種類似業務の設計、建設、維持管理および運営に関する経験等

第一次審査に合格した者へ、本事業に関する提案書の提出を求める。提案方法等の詳細については、入札公告時に公表する。

2) 第二次審査

- ・ 本事業の基本的な考え方
- ・ 施設の設計・建設に関する事項
- ・ 施設の維持管理・運営に関する事項
- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 駐車場施設の有効活用に関する提案事項

(3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに県および県立病院ホームページにて公表する。

(4) 落札者を選定しない場合

落札者の選定において、最終的に、応募が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6. 応募に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、県に帰属しないが、公表、展示、その他県がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、県は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書については返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った

応募者が負う。

7. 特別目的会社の設立等

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、応募者は、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を設立することとする。なお、応募企業または応募グループの構成企業による出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

Ⅲ. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものとする。この考え方に基づいて県の考える本事業の設計、建設、運営および維持管理において発生するリスクの分類・分担を、別紙ー２「予想されるリスクおよび県と選定事業者のリスク分担表（案）」に示す。このリスクの分類・分担は、今後、実施方針等の意見を踏まえ変更されることがある。

2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結にあたっては、事業契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

3. 事業の実施状況のモニタリング

県は、選定事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理・運営および事業期間中の特別目的会社（SPC）の財務状況について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

また、選定事業者の提供する本施設の設計、建設、運営および維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行うとともに、改善策の提出とその実施を求め、場合によって、サービスに対する支払の減額等を行うことができることとする。

IV. 公共施設等の立地並びに規模および配置に関する事項

1. 立地に関する事項

項目	概要	
建設場所	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 他	
敷地面積	立体駐車場および 北側平面駐車場、 公用車車庫予定地	約9,150m ²
	第4駐車場	約4,220m ²
	第5駐車場	約1,280m ²
前面道路	北側道路	道路幅員（市道）6m
	東側道路	道路幅員（市道）12m
都市計画	都市計画区域内、市街化区域	
用途地域	第1種住居地域（北側隣地は、第1種住居・準工業）	
防火地域	指定なし	
日影規制	5m < L ≤ 10m :	5時間
	L > 10m :	3時間（測定面高さ4.0m）
建ぺい率	60%	
容積率	200%	

2. 施設に関する事項

項目	概要	
形式	立体駐車場	自走式立体駐車場
	北側平面駐車場	平面駐車場
	公用車車庫	平面駐車場
	第4駐車場	平面駐車場（既存）
	第5駐車場	平面駐車場（既存）
駐車台数	立体駐車場	乗用車 390 台以上
	北側平面駐車場	乗用車 60 台以上
	公用車車庫	駐車対象車両 7 台
	第4駐車場	乗用車 156 台
	第5駐車場	乗用車 35 台
規模・構造	立体駐車場	延床面積、構造等は事業者の提案による 地下1階、地上2階 屋上庭園（ヘリコプター不時着場としても使用される）
	その他の駐車場	地上平面式

駐車対象車両	立体駐車場および北側平面駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・小型乗用車 ・普通乗用車 公用車車庫 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバス（定員 29 人）：1 台 ・救急車（高規格）：1 台 ・普通乗用車：5 台 	
駐車ます規格	<ul style="list-style-type: none"> ・小型乗用車： 2.5m×5.0m 以上 ・普通乗用車： 2.5m×6.0m 以上 ・車椅子使用者用： 3.5m×6.0m 以上 	
附帯施設	立体駐車場	エレベーター（13 人乗用、11 人寝台用 各 1 基）、トイレ（1ヶ所以上、身障者用を含む）、管理室、渡り廊下

3. 運営形態に関する事項

(1) 駐車台数

立体駐車場	390 台以上
北側平面駐車場	60 台以上
第 4 駐車場	156 台（既存）
第 5 駐車場	35 台（既存）

(2) 運営形態

1) 営業時間

24 時間とする。

2) 営業期間

通年とする。

3) 料金形態

本施設の料金形態は、「福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和 25 年 3 月 29 日福井県条例第 23 号）」により以下のとおり定められている。

利用の形態	駐車料金
外来患者、見舞客その他の利用客 1台1回につき	
30分まで	無料
30分を超え4時間まで	100円
4時間を超え超過時間1時間までごとに	100円
人間ドック利用者 1台1日につき	100円
付添人 1台1日につき	100円

4. 土地に関する事項

建設および維持管理運営に必要な範囲の土地は、選定事業者は無償で使用することができる。

V. 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 紛争事由に係る基本的な考え方

本事業の事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合の措置は、事業契約書に定める。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 選定事業者の提供するサービスが、事業契約に定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、県は、選定事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。
- 2) 選定事業者が倒産し、または選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、事業契約を解除することができる。
- 3) 上記1) 項および2) 項により県が事業契約を解除した場合、選定事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 上記1) 項の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、県は、選定事業者に生じた損害を賠償する。

3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 不可抗力その他県または選定事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、県および選定事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知をすることにより、県および選定事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 上記1) 項の規定により本事業契約が解除された場合に生じる損害に対する負担は、事業契約に定める具体的な措置に従う。具体的な措置の詳細は、入札公告時に示す。

4. その他

事業の安定的な継続を図るため、県は、必要に応じて、一定の事項について、本事業に関する資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行うことがある。

VII. 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項

1. 法制上および税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上および税制上の措置等は想定していない。

2. 財政上および金融上の支援に関する事項

特になし。

3. その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。

Ⅷ. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

県は、債務負担行為の設定に関しては、あらかじめ議会の議決を経る。

2. 情報公開および情報提供

本事業に関する情報提供は、県および県立病院ホームページにて適宜行う。

3. 応募に伴う費用の負担

応募者の本事業応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 問い合わせ先

福井県立病院 県立病院建設室

住所：福井県福井市四ツ井2丁目8-1

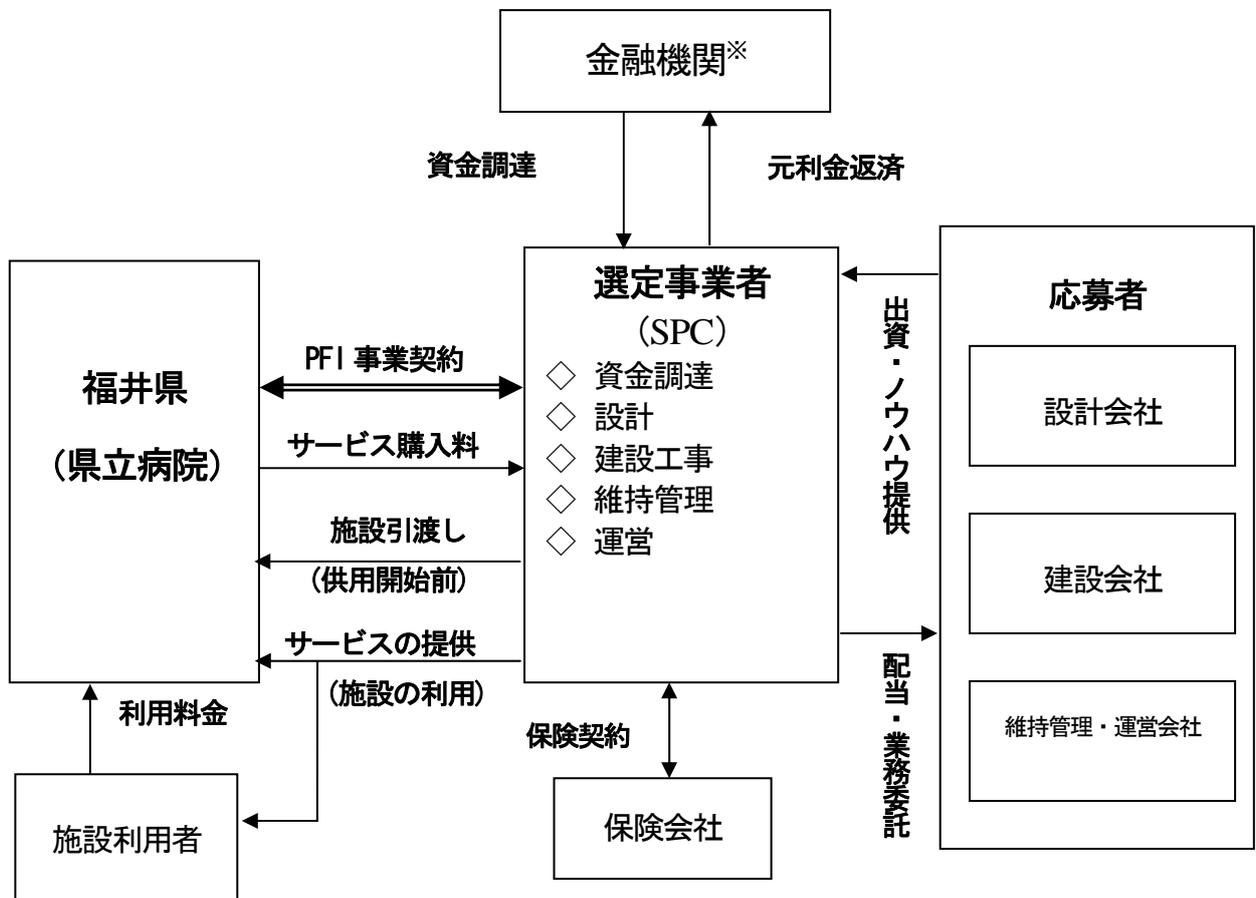
TEL：0776-57-2965

FAX：0776-57-2966

Email：hp-kensetsu@pref.fukui.lg.jp

HP：http://info.pref.fukui.jp/imu/fph/（福井県立病院のホームページ）

別紙-1：事業スキーム図



SPC：Special Purpose Company（特別目的会社）

※建設期間中の資金調達を想定

別紙ー２：予想されるリスクおよび県と選定事業者のリスク分担表（案）

【凡例】○：主負担、△：従分担

項目	リスクの内容	負担者		
		県	事業者	
①共通				
入札図書リスク	本事業に係り公表した入札説明書等の資料、入札手続の誤りなど	○		
応募リスク	応募費用に関するもの		○	
契約リスク	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きの遅延	○	○	
計画変更リスク	県の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの	○		
制度関連 リスク	政治・行政リスク	県の政策変更の場合の事業者が本事業の準備に支出した費用	○	
	法制度リスク	本事業に直接関係する法制度(税制度を除く)の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外		○
	許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの(県申請分)	○	
		上記以外		○
	税制度リスク	法人に課税される税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)		○
法人に課税される税の変更に関するもの(上記以外のもの) ¹⁾		○	△	
消費税の変更に関するもの		○		
社会リスク	住民対応リスク	施設の設置自体に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○	
		上記以外の調査・工事および維持管理に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等		○
	環境問題リスク	有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ等		○
		調査・建設段階における騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気に関するもの		○
		選定事業者の運営・維持管理の不備による事故等により第三者に損害を与えた場合		○
	第三者賠償リスク	所定の基準の範囲内に収まっているものの、本件施設整備の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生などにより第三者に損害を与えた場合		○
県の要因による事故の場合		○		
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保(県の資金調達分に関するもの)	○	
		上記以外		○
	物価変動リスク	設計・建設段階の物価変動		○
		維持管理・運営段階の物価変動	○	△
	金利変動リスク	設計・建設段階の金利変動		○
		維持管理・運営段階の金利変動		○
債務不履行 リスク	選定事業者の責めによるもの	選定事業者の事業放棄・破綻によるもの、選定事業者が提供するサービスが定められた条件(要求性能)を満たさない場合等		○
	県の責めによるもの	県の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等	○	
不可抗力リスク	戦争、風水害、地震、第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの	○	△	
②計画設計段階				
測量・調査リスク	県が実施した測量・調査に関するもの	○		
	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
設計費リスク	県の指示条件や指示の不備・変更によるもの	○		
	上記以外		○	
設計完了遅延リスク	県の指示条件や指示の不備・変更によるもの	○		
	上記以外		○	
設計図書等の瑕疵	設計図書等の成果物の瑕疵		○	
③建設段階				
建設リスク	用地リスク	計画地の土壌汚染、埋蔵物などによる計画変更	○	
		当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合	○	

【凡例】 ○:主負担、△:従分担

項目		リスクの内容	負担者	
			県	事業者
	設計リスク	県の提示条件や指示の不備・変更によるもの	○	
		上記以外		○
	工事遅延リスク	県の要因による設計変更などで契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
		事業者の責めにより契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの		○
		不可抗力により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	△
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
	工事費リスク	県の指示に起因する工事費の変動	○	
		事業者の責めによる工事費の変動		○
		不可抗力による工事費の変動	○	△
施設損傷リスク	使用前に工事目的物や材料等に関して生じた損害		○	
④施設移管段階				
施設移管手続きリスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○	
支払遅延・不能リスク	県の支払遅延・不能に関するもの(一括支払分)	○		
⑤維持管理・運営段階				
支払遅延・不能リスク	県の支払遅延・不能に関するもの	○		
利用者対応リスク	本事業に関する利用者からの苦情および施設内における利用者間のトラブル		○	
	上記以外の利用者からの苦情および施設内における利用者間のトラブル	○		
維持管理リスク	施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間(施設の引渡しから2年)中に施設に瑕疵が見付かった場合		○
		瑕疵担保期間後に施設に瑕疵が見付かった場合	○	
	維持管理費リスク	県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の変動	○	
		上記以外の要因による維持管理費の変動(物価変動によるものは除く)		○
施設損傷リスク	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○	
	事故・災害等で県の責めによるもの	○		
	事故・災害等で事業者の責めによるもの		○	
	事故・災害等で第三者によるもの ²⁾	○	△	
駐車場運営リスク	事故リスク	選定事業者の運営業務に起因する事故等		○
	利用者増減リスク	利用者の増加・減少による運営費や業務量の変動		○
		利用者数の増減による利用収入の変動	○	
運営費リスク	県の責めによる事業内容の変更等に起因する運営費の増大・減少	○		
	上記以外の要因による運営費の変動(物価変動によるものは除く)		○	
⑥終了時				
移管手続きリスク	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益等		○	

1) 税制度リスクについて、「法人に課税される税の変更に関するもの(上記以外のもの)」に該当する税が増加し、同時に前項「法人に課税される税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)」に該当する税が減少した場合、これら両項の合計として選定事業者に課される税額が増加した場合は、当該増分を県がリスク負担する。一方、合計の税額が減少した場合は県のサービス対価の支払い額は変更しないものとする。

2) 第三者による事故・火災等の場合は、選定事業者の管理義務の懈怠により発生した第三者の施設損傷リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは県のリスク分担とする。

様式 1 : 実施方針等に関する説明会参加申込書

平成 年 月 日

福井県知事 西川一誠 様

実施方針等に関する説明会参加申込書

「福井県立病院立体駐車場整備等運営事業」の実施方針等に関する説明会に参加を申し込みます。

参加者氏名	
会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話	
F A X	
E-Mail	

※ 実施方針等に関する説明会への参加は、1社2名までとする。
説明会参加者は実施方針等を持参すること。

様式 2 : 実施方針等に関する質問・意見

平成 年 月 日

福井県知事 西川一誠 様

実施方針等に関する質問・意見書

「福井県立病院立体駐車場整備等運営事業」に関する実施方針、施設要求水準書（案）および業務要求水準書（案）について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

1-1. 実施方針への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容
1							
(例)	1	I	1	(6)	1)	施設の設計および建設業務	

1-2. 実施方針への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容
1							
(例)	1	I	1	(6)	1)	施設の設計および建設業務	

2-1. 施設要求水準書(案)への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容
1							
(例)							

2-2. 施設要求水準書(案)への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容
1							
(例)							

3-1. 業務要求水準書(案)への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容
1							
(例)							

3-2. 業務要求水準書(案)への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容
1							
(例)							

※別添の Excel ファイルに記入し、提出して下さい。